



新居浜市人権施策基本方針

【第二次改訂版】

～ あらゆる垣根をこえて、

あたたかい心で交わり合うことのできる

新居浜市をめざして ～

2021（令和3）年3月
新居浜市



はじめに



新居浜市では、「世界人権宣言」および「日本国憲法」の精神を踏まえ、平成5年に「新居浜市人権尊重都市宣言」を行うほか、同19年には「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定するなど、あらゆる差別をなくし、市内に暮らすすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに、同21年には「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」を基本理念に掲げ、人権意識の向上や人権擁護にかかる施策を効果的かつ総合的に推進させるための指針として、「新居浜市人権施策基本方針（初版）」を策定し、同26年に改訂を行い、さまざまな人権施策を推進してまいりました。

また、国においても、すべての人が自分にできることを考えて行動することにより、生きることの幸せを感じられる社会の構築をめざして、同28年に「人権に関する3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法）」を新たに施行いたしました。

しかしながら、生まれや性別などを理由とする差別、力や立場の弱い者への暴力など、人権をめぐる問題が依然として存在するとともに、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害などの新たな課題も発生しています。

このような社会情勢を踏まえ、これまでの取組を継承・発展させるとともに、新たな課題にも適切に対応するために、新居浜市人権施策基本方針を再改訂いたしました。この度の見直しにあたり、多大なご尽力を賜りました新居浜市人権尊重のまちづくり審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様方に心より御礼申し上げます。

今後におきましては、この基本方針（第二次改訂版）に基づき、偏見や差別のない、すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができ「共生社会の実現」をめざして、人権施策の充実強化に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2021(令和3)年3月

新居浜市長 石川 勝行

目次

新居浜市人権施策基本方針の概要	1
新居浜市人権施策基本方針	3
I.基本方針の必要性	3
II.基本方針の性格	4
III.基本理念（めざす社会）	4
IV.総合的な施策の推進	5
1 人権施策の推進方針	5
(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	5
ア 学校教育における人権教育の推進	5
イ 地域、家庭における人権教育・啓発の推進	6
ウ 企業等における人権教育・啓発の推進	7
エ 特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進	8
(ア) 公務員	8
(イ) 福祉関係者	8
(2) 人権教育に取り組む指導者の育成	8
(3) 人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立	9
2 課題別人権に関する現状と基本方向	9
(1) 部落差別	9
(2) 子ども	11
(3) 高齢者	13
(4) 障がい者	14
(5) 女性	17
(6) 外国人	19
(7) 新型コロナウイルス感染者、HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族	21
(8) 犯罪被害者	22

(9) 刑を終えて出所した人	23
(10) インターネット等による人権侵害	23
(11) 性的指向・性自認	25
(12) 北朝鮮による日本人拉致	25
(13) その他	26
3 推進体制	27
(1) 市の推進体制	27
(2) 国県及び他市町との連携	27
(3) 市民、企業、関係団体などとの協働	27
参考資料	28
世界人権宣言	29
日本国憲法（抄）	35
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
新居浜市人権尊重のまちづくり条例	41
新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則	43
主な人権侵害類型と被害者の救済に関わる相談窓口一覧表	44
新居浜市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	48

新居浜市人権施策基本方針の概要

I. 基本方針の必要性



「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」(平成19年3月30日施行)に基づき、人権施策を効果的、総合的に推進するために策定するものです。

II. 基本方針の性格



- 平等の重要性と人権の普遍性を基盤として、人権教育・啓発や人権擁護を総合的に推進します。
- 市民自らが人権尊重の担い手であるという認識を深めるとともに、市をはじめ、県や関係諸団体などと協働し、人権意識の高揚や人権擁護の取組を進めていくための基本的な考え方を示したものです。
- この基本方針は、市が推進するあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を浸透させていくもので、他のさまざまな計画や方針の策定に当たっては、この基本方針を尊重した施策を推進します。

III. 基本理念（めざす社会）



この基本方針は、子どもから高齢者まですべての人の人権、平等の重要性と人権の普遍性を基盤とする「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、めざす社会の実現に向け、本市と市内に暮らすすべての市民・企業・事業者が連携・協働して人権に関する施策をより一層、総合的に推進し、人権の世紀にふさわしい社会を築こうとするものです。

めざす社会は

「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」

さまざまな文化、習慣、価値観等をもった人々が、それぞれの主体性を保ちながら、あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合い、来てよかった新居浜市、住んでよかった新居浜市の実現をめざします。

IV. 総合的な施策の推進



1 人権施策の推進方針

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
学校、地域社会、家庭、職場、企業など市民参加型の効果的な啓発活動の推進
- 人権教育に取り組む指導者の育成
地域の中で主体的に人権教育を推進する指導者の育成や人権教育を効果的に推進するための専門的な指導者の育成
- 人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立
複雑・多様化するさまざまな人権侵害による被害者の救済を図るため、気軽に相談できる窓口の設置と関係機関との連携体制の強化及び、人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受けている人への支援を目的とした人権救済制度の確立

2 課題別人権に関する現状と基本方向

- (1) 部落差別
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者
- (5) 女性
- (6) 外国人
- (7) 新型コロナウイルス感染者・H I V感染者・ハンセン病回復者及びその家族
- (8) 犯罪被害者
- (9) 刑を終えて出所した人
- (10) インターネット等による人権侵害
- (11) 性的指向・性自認
- (12) 北朝鮮による日本人拉致
- (13) その他



推進体制の充実

- 市に推進体制として「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を設置し、人権施策を推進
- 国、県及び他市町との連携
- 市民、企業、関係団体などとの協働

新居浜市人権施策基本方針

I. 基本方針の必要性



憲法では、思想・表現の自由等の自由権、個人が同等に扱われる平等権、健康で文化的な生活ができる生存権などの社会権、参政権などを基本的人権として保障しています。

人権は、憲法によって与えられたものではなく、人類のこれまでにわたる多年の努力によって勝ちとってきた権利でもあります。

新居浜市では、1993（平成5）年に*人権尊重都市宣言を行い、あらゆる差別の解消に向け積極的に取り組んでまいりました。しかしながら部落差別をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、女性等へのさまざまな差別が、今なお存在しております。その要因としては、人々の中に見られる同質性や均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習にこだわる意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化等があげられます。また、市民一人一人が、個々の人権課題を正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが不十分なことが、差別につながっているという側面もあります。

2003（平成15）年には、組織機構改革により市民部に人権擁護課を新設し、総合的な人権教育・啓発に係る施策をこれまで推進してまいりました。

2007（平成19）年には、「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」の実現に向け、今なお社会に現存するさまざまな差別の解消を図ることを目的とした「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定しており、この条例に基づいて必要な人権施策を効果的かつ総合的に推進するため、「新居浜市人権施策基本方針」を2009（平成21）年3月に策定しています。

しかしながら、2019（令和元）年に実施した市民意識調査の中では、「自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」との設問に対し、「ある」と答えた人は23.9%となっており、特に年代別では30代の回答者が41.5%という高い比率となっていることから、人権侵害を受けた場合には、一人で悩まず気軽に相談できる体制の充実を図る必要があります。

また、2016（平成28）年には、差別を解消するための三つの法律が施行されました。4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別の解消をめざした法律です。人権を尊重する社会を実現するために、市民一人一人がこうした法律を正しく理解して自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動することができる社会の実現をめざします。

2020（令和2）年には、組織機構改革により総合的な人権教育・啓発事業の強化を図るため、教育委員会事務局に人権教育課を新設して、市民環境部人権擁護課の業務を併任する形で、人権意識の高揚や人権擁護に関わる事業への取組を推進しております。

今回の基本方針の改訂は、2014（平成26）年3月の「第一次改訂」後において三つの人権に関する法律が施行されて以降の状況や、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」をはじめとした市民の方々の提言・意見を踏まえ、「第二次改訂」を行ったものです。

用語解説

人権尊重都市宣言

人権尊重のうえから大切なことは、お互いが助け合い、協力し合い、生きている喜びを分かち合うことです。そのために、一人一人が人権尊重の推進役であることを、日常生活を通して実践していく必要があるとのことから制定されました。宣言文は次のとおりです。

人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を有しています。お互いに人権を守って、明るい社会を築くことが、市民すべての願いであります。私たちは、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かな社会を実現するため、ここに、「人権尊重都市」を宣言します。

Ⅱ. 基本方針の性格



この基本方針は、人権尊重のまちづくりのために、人権施策の基本となる事項を定め、市と市民等が協働して、差別や偏見のない社会の実現をめざして制定した「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」第8条の規定に基づき策定するものです。

また、市民自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識のもとに、人権意識の高揚や人権擁護にかかる取組を進めていくための基本的な考え方を示したものです。

本市のさまざまな施策に関する計画や方針の策定に当たって、準拠すべき基本方針としての性格を有するもので、市が推進するあらゆる行政の分野において人権教育及び啓発にかかる基本的な指針となるものです。

Ⅲ. 基本理念（めざす社会）



この基本方針は、「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、めざす社会の実現に向け、本市とすべての市民が連携・協働して人権に関する施策をより一層、総合的に推進し、人権の世紀にふさわしい社会を築こうとするものです。

そして、さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら、つながり、また、あらゆる垣根をこえて、すべての人々が自ら積極的に考え、あたたか

い心で交わり合い、来てよかった新居浜市、住んでよかった新居浜市の実現をめざすことを基本理念とします。

なお、この基本方針は、人権を取り巻く社会情勢の変化や、新たに発生する人権課題に対応するため、本市が実施している「人権に関する意識調査」における調査結果等を総括し、*「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」で協議して、必要な見直しを行うこととします。

用語解説

新居浜市人権尊重のまちづくり審議会

「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」の制定に伴い、本市の人権施策を効果的に推進するために必要な基本方針の策定や、そのために必要な調査、重要事項等の調査審議を行うため、この審議会を設置しています。

IV. 総合的な施策の推進



1 人権施策の推進方針

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めていくためには、市民一人一人が人権の意義や重要性を知識として正しく身につけるよう人権教育・啓発を推進します。

そして日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に現れるよう、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、子どもから高齢者までの各段階に応じ、長期的な展望に立った、より実践的な教育や啓発を進めていきます。

ア 学校教育における人権教育の推進

文部科学省が取りまとめた*「人権教育の指導方法等の在り方について」では、人権教育の目標として、児童生徒が発達段階に応じて、人権意識や内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるとしています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、人権問題の解決に向けた態度や行動力を身につけることが大切です。人権教育では、単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培うことが必要です。

そのためには、人権感覚を磨き、一人一人の実践力を高めることが重要であり、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進、高齢者、障がい者及び外国人との交流など学校におけるさまざまな体験学習の充実に努めます。

人権教育の指導方法等の在り方について

文部科学省が人権尊重社会の実現に向け、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた望ましい指導方法の在り方等について取りまとめたものです。

イ 地域、家庭における人権教育・啓発の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じて他者への思いやりの心を身につけるなど、人権に関する基本的な学習の場として、また人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子化や核家族化など家族形態の多様化が進み、家庭における教育力が低下していることから、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者等からの暴力（*ドメスティック・バイオレンス（DV））、*デートDVなど、近年、さまざまな人権問題が顕在化しています。

本市では、子育てや家庭教育に悩む親への相談・情報提供等の支援、在宅介護を行う家族への支援、DVに悩む女性への支援を行っています。

このような家庭の養育力や教育力の低下を補い強化していくため、学校、地域社会、各種団体などが相互に連携を深めることが大切です。

そこで、さまざまな機会をとらえて、子育てや高齢者介護に関する学習機会の確保や情報提供を行うほか、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、子育てや家事などを男女が協力して行えるような意識づくりを進め、家庭の教育力向上に努めます。

また、地域社会は日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身につける重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。

これまでは公民館等の社会教育施設における講座の開設などにより、人権についての学習機会の提供やボランティア活動の推進など、さまざまな学習活動が進められてきましたが、これからも家庭と学校及び地域社会が連携して、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学んでいけるよう、学習の場の提供や機会の充実に努めます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、配偶者や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある者に対して振るわれる暴力といった意味で使われています。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、生活費を渡さないといった「経済

的暴力」などさまざまな暴力があります。またこれらが重なり合って起こることが少なくありません。

デートDV

恋人同士の間で関係が対等でなくなってしまう、どちらかがもう一方を支配しようとしていたり暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけることです。

ウ 企業等における人権教育・啓発の推進

企業等は、社会を構成する一員、「企業市民」とあるという考え方から、その社会的責任や社会貢献が重要視されており、国際化の進む中で外国人労働者の受入れがさらに拡大していることから、外国人への人権に関する理解や対応が重要性を増しています。

他にも、不公正な採用や*セクシャル・ハラスメント、*パワーハラスメント及び高齢者や障がい者の就業機会の確保など、企業等における人権問題は重要な課題となっているため、働きやすい環境づくりに努めることが必要です。

現在、本市には、34の企業や事業者・各種団体等で組織している愛媛県人権教育協議会新居浜支部組織・企業部会があります。この組織・企業部会は、企業等が互いに連携して、職場研修の推進などを自主的かつ積極的に行い、一人一人の人権が尊重され、明るい職場づくりと差別のない地域社会づくりに寄与することにより、社会的責任を担っています。

本市としても、愛媛県人権教育協議会新居浜支部と連携・協力しながら人権に関する「講座」「企業セミナー」等への参加呼びかけや、各種啓発資料等の配布などにより企業等における人権教育・啓発活動を支援していきます。

用語解説

セクシャル・ハラスメント

一般的には、「性的嫌がらせ」を意味しています。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事などを遂行する上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことで就業環境などを著しく悪化させることです。

パワーハラスメント

「権力や地位を利用した嫌がらせ」という意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為です。

エ 特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、日頃から人権擁護に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが重要であり、研修等における人権教育の充実に努めます。

(ア) 公務員

公務員は、全体の奉仕者として、憲法の基本理念である基本的人権の尊重を、その業務を通じて実施することが求められています。特に市の行政に携わる職員は、市民と直接接することが多く、さまざまな部署において、重要な人権課題に関わる施策に携わっています。

また、公権力の行使に当たる職員や個人情報を取り扱う職員も多いことから、職員一人一人が人権問題の解決を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った対応ができるよう、職場研修など、あらゆる場を活用した人権教育・啓発に努めます。

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、その果たす役割は重要であり、教職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を実践していくことが必要です。

そのため、人権尊重の理念について十分理解し、自己啓発や指導力を高めるための研修を通じて、人権教育観の確立と部落差別をはじめとするさまざまな人権課題の解決の力量を高めていきます。

(イ) 福祉関係者

社会福祉施設職員や民生児童委員などの福祉関係者には、高齢者や障がい者の生活相談や介護などさまざまな業務の中で施設入所者や利用者、その家族のプライバシーに関する配慮と人権を尊重する姿勢や行動が求められています。

これらの業務に携わる職員などに対して、関係諸機関と連絡を密にしながらそれぞれの職場などにおける人権教育の充実に努めます。

(2) 人権教育に取り組む指導者の育成

市民が人権を日常生活の中に定着させていくためには、柔軟な発想の人権教育を展開していくことが重要です。

人権に配慮した行動がとれるよう人権意識を高めていくために、身近な学習の場において、さまざまな人との交流やふれあいを通じ、人権教育に広く参加できるよう環境を整えるとともに、人権教育を効果的に推進するための指導者の育成に努めます。

(3) 人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立

人権尊重のまちづくりを進めるために、本市における人権相談体制の充実を図ります。特に人権に関わるさまざまな相談事例についても的確に対応ができるよう、法務局等の関係機関と連携を強化するなど、専門的な相談機関への紹介やその後のフォローアップにも取り組みます。

また、人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国において引き続き検討が行われていますが、人権救済制度の早期の確立が大きな課題となっています。

人権尊重のまちづくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であることから、早期の制度創設と適切な運用を要望していきます。

2 課題別人権に関する現状と基本方向

(1) 部落差別

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。部落差別は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けているという、わが国固有の重大な人権問題です。

1965（昭和40）年*「同和対策審議会答申」を受けて、政府が1969（昭和44）年以降各種の特別対策を講じてきた結果、概ねその目的が達成できる状況となったことから、2002（平成14）年3月末をもって特別対策は終了し、残された課題については、一般対策により対応することになりました。

また、国や地方公共団体をはじめとした人権教育・啓発の取組により、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については、徐々に解消が進んでいますが、結婚問題を中心として根深い差別意識が存在しており、インターネットの匿名性を悪用したSNS上での差別的な書込みや、差別落書きや差別発言等の事案も依然として発生しています。

こうした状況を受けて、本市においては、1993（平成5）年に「人権尊重都市宣言」を行い、あらゆる差別の解消に向け積極的に取り組んできました。2007（平成19）年には、「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」の実現に向け、「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定しています。

国においても、2016年（平成28年）に*「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在していることが明記され、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や、教育及び啓発を行うことを定めています。

今後も、引き続き、心理的差別の解消をめざし、これまでの同和教育や啓発活動によっ

て積み上げられた成果とこれまでの手法への評価を踏まえて、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら、教育や啓発を中心に部落差別の解消を図ります。

用語解説

同和対策審議会答申

1960（昭和35）年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問に対し、1965（昭和40）年8月11日に提出したものです。

この答申は、日本の同和対策史上画期的な意義を持つものであり、部落問題の解決を基本的人権にかかわる民主主義の課題としてとらえ、そのための同和行政は「基本的には国の責任」であることを明らかにし、部落差別を意識や観念の問題としてのみとらえる考えを排して「同和地区住民の生活実態に具現されている差別」＝「実態的差別」を認めています。また、問題解決のためには総合的な対策が必要であるとし、その内容についても具体的に言及し、「特別措置法」の必要性を提言するなど、多くの点で評価すべき重要な積極的内容をもっています。答申が出されたことによって、同和行政は、それ以前に比べると著しく前進し、部落差別の解消に大きな役割を果たしてきました。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

部落差別の解消を推進するための法律であり、現在もなお部落差別が存在することを明記しており、情報化の進展に伴い差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえたうえで、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないもの」という認識の下に、差別のない社会の実現をめざす法律です。

施策の基本方向

（ア）部落差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域社会が連携して教育上の総合的な取組を推進するため、講演会、研修会等の開催、関係団体との連携により、効果的な取組を推進します。併せて、指導者の確保と育成に努めます。

（イ）活動拠点施設への支援

隣保館、教育集会所、公民館などが、部落差別の解消に向けた活動の拠点施設として、人権教育・啓発活動の推進や福祉の向上並びに地域住民の交流活動が促進されるよう支援します。

（ウ）差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には、速やかに適切な対応を行います。

(エ) 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

日常生活の場で差別することの誤りに気づき考えて行動することができるよう、身近な事例等を取り上げるなどして工夫しながら、部落差別を生み出している社会的認識を変革できるような啓発活動を推進します。

(2) 子ども

1959（昭和34）年の国際連合総会で「児童の権利に関する宣言」を採択、1979（昭和54）年を「国際児童年」とし、宣言の履行を加盟国に要請しました。また、1989（平成元）年には*「子どもの権利に関する条約」を採択し、子どもの尊厳、生存、保護及び発達や自由を保障するよう、保護者をはじめ社会全体で取り組むよう呼びかけています。

子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。さらに、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待などに見られるように深刻な状況にあります。家庭や地域での子どもたちを健全に育む機能が著しく損なわれる中、インターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスでき、時には事件に巻き込まれた子どもたちのかけがえのない命が奪われ、また、脅かされている状況は、極めて深刻になっています。

いじめの原因や背景については、核家族化、少子化から生じる子どもの対人関係の経験不足、地域社会の正義感や連帯感の希薄化、ともすれば他人の誤った行動に対しても傍観者的態度をとりがちな傾向の増加等が指摘されています。その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権意識の立ち後れがあると考えられ、この問題を解決するためには教育機関はもとより社会全体の意識の改革が必要であるといわれています。

このことから、改めていじめが定義され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするいじめ防止対策推進法が2013（平成25）年6月に公布されました。

さらに、児童虐待の問題があります。乳幼児や児童を親等が虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。そのため、2000（平成12）年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における虐待に関する相談件数も増加の一途をたどるなど、事態の深刻化により、2004（平成16）年に改正されて制度的な充実が図られました。さらに、法律の目的に児童の権利利益の擁護に資することを明記し、行政の権限を強めた「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が2008（平成20）年4月から施行されています。

児童虐待は、主として家庭内で起こり、しかも親子の絆と愛憎が絡むものであるとこ

ろから潜在化し、その対応も難しいものがありますが、いじめと並んで子どもに対する重大な人権侵害です。

また、最近では、国内外での児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童の商業的性的搾取の問題が深刻になっております。

わが国においても、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行2004（平成16）年一部改正され社会の関心も高まっています。

本市においては、2015（平成27）年3月に「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とした、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）（第一期計画）」を策定しました。この第一期計画に基づき、幼児期における多様な教育・保育・子育て支援体制の整備・充実、家庭における子育て力の向上、仕事と子育ての両立支援、子育てを通じた地域の活性化などを推進してきました。

第一期計画の期間の満了に伴い、第一期計画の点検、評価結果やニーズ調査を行い、継続的課題や新たな課題を確認し、これらの多様な課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）を令和2年3月に策定いたしました。今後も第一期計画の基本理念を継続し、より一層子育て支援の充実を図ります。

現在、いじめ対策として、フリーダイヤルによる「子どもの人権110番」や愛媛県教育委員会へ直接届く「いじめ相談ダイヤル24」などが設置されています。

また、子どもたちが安心して、自信を持って自由に生きていく権利を守るために、全校区において、見守りボランティアが活動を展開するとともに、社会の中で起こりうるいじめ、連れ去り、虐待等の教職員研修を実施し、子どもたちが自分自身で何をするのか何ができるかを、さまざまな学習活動の中で学んでいます。

用語解説

子どもの権利に関する条約

「子どもの権利条約」ができたのは、1989年秋。アメリカ・ニューヨークにある国連本部で国連総会が開催され、世界ではじめて子どもの権利に関する条約ができました。わが国は、1994年に「子どもの権利条約」を批准しています。子どもは心身が発達途上にあることから、特別に保護し、発達を支援する必要があることを基本に、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

施策の基本方向

(ア) 児童の権利に関する条約に基づく施策の推進

子どもも一人の市民として人権を尊重し、条約の趣旨や内容を周知し、その精神を生かした人権尊重の教育の施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に努めます。

(イ) 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がい児施策の充実、外国人児童・生徒に関する施策を推進します。

(3) 高齢者

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、2013（平成25）年には4人に1人となり、2035（令和17）年には3人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予測されています。

本市においても、高齢化率が31.9%〔2019（令和元）年10月現在〕と全国平均を3.5ポイント上回っており、国を上回る勢いで高齢化が進んでいます。今後は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。

また、75歳以上の後期高齢者人口の急増に合わせ、身体能力の低下や認知症の発症などにより、介護や援護を必要とする高齢者の増加が予想されます。

このことから本市では、2003（平成15）年に「元気プラン新居浜21」（新居浜市健康増進計画）を策定し、「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」をめざして、市民を中心に健康づくりを総合的かつ効果的に推進しています。

また、2018（平成30）年に新たな「高齢者福祉計画2018」を策定、「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」をめざし、介護サービスの充実、介護予防の推進医療との連携、生活支援に関わるサービスの推進、高齢者の住まいの整備を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策を推進し、介護保険事業等の円滑な運営に努めています。

高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められていますが、高齢であることを理由に就労の機会が確保されなかったり、退職、子どもの独立、配偶者との死別といった生活環境の変化から生きがいを見失い、その結果、社会参加や自己実現の機会が十分に保障されないといった問題があります。

認知症は、他の疾患と同じように早期に発見し、早期に治療することが重要です。ところが、実際には認知症を発症した多くの人は、初期段階で病気に気づかれないまま放置されたため、症状が進行してしまうことがあります。また、記憶障がいを起こしたり、時間や場所などの判断が困難になったりするため、ちょっとしたストレスや環境の変化

により、徘徊や攻撃的な言動を引き起こすこともあります。そのことが認知症についての偏見や無理解の一因になっていますが、顔馴染みの関係をつくり、安心感を与える関わりができれば、その人らしい生活を取り戻せることが実証されており、これらの偏見や誤った理解の解消に努める必要があります。

また近年、高齢者に対する介護者からの肉体的及び心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待といった事案が大きな社会問題として表面化しています。

こうしたなか、国は2006（平成18）年に高齢者への虐待防止を目的として「高齢者虐待防止法」を制定しました。その中で高齢者虐待の現場への市町村の立ち入り調査を認めるなど、行政の早期対応による問題解決に努めます。

このように、高齢者や高齢者介護を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かして、社会参加する機会の確保や家庭や地域社会の中での高齢者との日常的な交流の促進、介護サービスの質の向上や認知症介護に対する取組など、高齢者の尊厳を支える地域づくりが求められています。

施策の基本方向

（ア）啓発の推進

高齢者に関わる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、寝たきりや認知症、高齢者虐待などの課題を正しく理解できるよう啓発を推進します。

（イ）高齢者の権利擁護と自立支援

高齢者に対する権利擁護についての啓発や暴力や介護放棄、経済的虐待への対応、総合的な相談、支援体制の充実を図るなど、一人一人の高齢者が、それぞれの能力に応じて健康で明るく自立した生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた多様なサービスの提供に努めます。

（ウ）制度の活用

成年後見人の受け皿不足解消と成年後見制度の普及啓発を図り、市長による成年後見開始の審判申立や成年後見等開始審判申立に要する費用、成年後見人の報酬など、必要な経費の助成の支援を行います。

（4）障がい者

障がい者を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がい者に対する各種施策を実施するだけでなく、社会を構成するすべての人々が障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

わが国では、障がい者の雇用促進をはじめとして、さまざまな取組が*「ノーマライ

ゼーション」を基本理念の一つとして、障がい者の*「完全参加と平等」の目標の下に進められてきています。

そのような背景の中、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」が、2011（平成23）年8月に改正され、共生社会実現等目的規定の見直しや発達障がいの規定等の障がい者の定義が見直されるなど、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。

その後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や2016（平成28）年4月に*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、さまざまな法的整備が進められてきました。

また、2018（平成30）年3月には、「障害者基本計画（第四次）」が閣議決定され、今後5年間ににおける障がい者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念について共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

本市では、2015（平成27）年3月に、国の「障害者基本法」の規定に基づく「新居浜市障害者計画（平成27年度～令和2年度）」を策定して、その基本理念である「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざして障がい者施策を推進しています。

2018（平成30）年には、*「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の規定に基づく「第五期新居浜市障がい福祉計画」及び「第一期障がい児福祉計画」を策定して、障がい福祉サービスの提供体制の確保や、地域生活支援に係る施策を計画的に推進しています。

2020（令和2）年度には、「第三期障がい者基本計画」、「第六期障がい福祉計画、第二期障がい児福祉計画」を策定しています。

用語解説

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会がノーマルな社会であるという考え方です。

完全参加と平等

すべての障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、労働、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるという考え方です。

障がい

「障害」は、戦前には一般的に「障礙」と表記されていたが、昭和22年に公布された当用漢字では、「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなり「害」が代用されるようになる。この「害」の表記は、障がいを持つこと自体が害悪である、また、障がい者が社会や人に害悪を与えるなどのマイナスイメージから、新居浜市では、国で検討されている表記見直しの結論が出るまでの間、「害」の表記は不適切と考えノーマライゼーションの理念を推進するうえからも「障害」を「障がい」と表記します。但し、法律名などに使用されている場合は漢字。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めることにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

この法律は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

施策の基本方向

(ア) 障がい者の権利擁護とノーマライゼーションの社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支えあう社会を実現するため、啓発の推進や障がいのある子どもに対する教育の充実、障がいの状況やニーズに応じた保健、医療などの適切な提供に努めます。

また、障がい者を虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送れるように支援するとともに、障がい者の完全参加と平等にとって大きな制約となっている、見えざる社会的障壁としての差別の解消にむけて、ガイドライン等に沿って施策を推進します。

(イ) 障害福祉サービスの充実

地域の中で障がい者が自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、生活環境の整備を推進することが大切です。

そこで、誰でも、何処でも、平等、公平の考え方のもと、「新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例」に基づき、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを進めるとともに、自立支援のために必要な施策を充実します。

(ウ) 働く場の提供

社会参加、経済的自立を促進するために、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら、雇用の場の拡大、就労機会の提供、就労継続支援など、総合的な施策を推進します。

(5) 女性

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も、男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。

また、わが国は、1985（昭和60）年に女性差別撤廃条約を批准し、男性も女性もともに参画する社会をめざして、1999（平成11）年*「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000（平成12）年度には「男女共同参画基本計画」を、2020（令和2）年度には「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

本市では、2000（平成12）年に男女がさまざまな分野でその個性と能力を發揮し、ともにいきいきと生きていくことができる男女共同参画社会の実現をめざして「男女共同参画都市宣言」を行い、2001（平成13）年「男女共同参画計画」を策定しました。

さらに、2003（平成15）年には、市民一人一人がともにいきいきと暮らせる新居浜市を築くため、「新居浜市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。

しかしながら、現実には今なお「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において種々の男女間の格差を生む原因となっています。

また、日本社会における人口減少や少子高齢化の進行などによって、仕事と家庭（家事・育児・介護）の両立が難しいため、女性の社会進出が進まない現状もあります。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）。以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力や性的嫌がらせは重大な問題であり、若い世代の交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）も問題化しています。デートDVとDVは婚姻関係の有無の差があるだけで、暴力から逃げ出せない被害の仕組みは同じであり、このような深刻な人権侵害の根絶に向けた取組が求められています。

本市では、DVに関するワンストップサービスとして、被害者の負担減と事務処理の迅速化が図られることを目的に、相談・支援・自立までのサービス提供を行うため、2013（平成25）年に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV予防啓発や被害者の支援に取り組んでいます。

最近では、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」に加え「女性活躍推進法」など法的な整備も進み、女性の雇用機会の拡大や職場環境の整備、職業生活など女性に対する積極的な機会の提供など、さまざまな面で見直しが進められています。

これと同時に、職場・家庭・地域における*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進により、自らのライフスタイルを見つめ直し、性別にとらわれることなく多様な人生を選択できる社会の実現が必要です。

そして、少子高齢化の進行や頻発する大規模災害など、家族形態や社会情勢の変化に対して、男女が互いに尊重し、対等に意見を出し合える男女共同参画社会の実現が必要です。

このような状況のもと、2021（令和3）年に「第三次新居浜市男女共同参画計画」を策定し、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、実行ある取組を推進しています。

用語解説

男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的に享受することができ、共に責任を担うべき社会の実現のための基本的な考え方と国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことを指します。

施策の基本方向

（ア）一人一人の人権を尊重する社会づくり

身体的、性的、心理的暴力などあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、被害者支援の充実、関係機関との連携強化を図ります。

男女共同参画推進週間や人権週間を主としたさまざまな機会を通じ、人権への配慮を欠いた表現についての見直しや男女平等の視点からの表現の啓発など、一人一人の人権が尊重される社会の形成を推進します。

（イ）男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の視点に立って、現行の社会制度や慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の改革に努め、効果的で分かりやすい広報啓発を行います。

また、保育・教育現場や家庭・地域における男女共同参画に関する学習活動を推進します。

(ウ) 一人一人の能力が発揮できるまちづくり

政策、方針決定過程への女性の参画を拡大するため、市の率先した取組はもちろんのこと、企業や各種団体等に対して協力要請を行い、社会全体で男女共同参画の機運の醸成を図ります。また、各分野で活躍する女性の支援に努めます。

(エ) とともに働きやすい環境づくり

職場・家庭・地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女均等な雇用環境の整備や職業生活における女性の活躍の推進など、ともに働きやすい環境づくりに努めます。

(オ) 男女共同参画の家庭・地域づくり

家庭、地域における男女共同参画を促進するため、地域活動・市民活動への参加促進や地域活動を支える女性リーダーの育成、また男女共同参画の視点に立った地域防災づくりへの取組を推進します。

(カ) いきいき暮らせる社会づくり

生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるために、また、全ての人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るために、だれもがいきいき暮らせる社会づくりの推進に努めます。

(6) 外国人

今日、わが国の社会は諸外国との人的及び物的交流が飛躍的に拡大し、国内に在留する外国人が急激に増加しています。2019（令和元）年末ではおよそ293万人となっており、10年前と比べると約1.3倍となっています。

わが国においては在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯などについての認識が十分とは言えずに偏見や差別意識が残っているほか、多数の外国人が日常生活や就職、教育、結婚などで差別的な扱いを感じています。

また近年は、特定の外国人に対するヘイトスピーチやインターネット上での差別的な表現等が問題となっていることから、国は2016（平成28）年に*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行しており、地方公共団体が広報その他の啓発活動などの施策を講じる様に努めることとされています。

本市は、1997（平成9年）年に中国山東省徳州市と友好交流都市関係を締結し、経済文化面での交流を行っています。また、企業の外国人技能実習生の受入れも活発で、その人数は近年特に増加しています。このように国際交流が行政と市民活動の両面において定着してきています。

本市在留外国人は、2020（令和2）年3月末で、39か国、1,388人となり、10年前と比べると人数は約1.5倍となっています。国籍別では、ベトナムが最も多く、続いて中国、韓国、フィリピン、ブラジルの順となっています。

外国人に対する差別や偏見をなくすためには、外国人と日本人がお互いに文化の多様性や習慣、価値観等の違いを認識したうえで、国籍や民族を問わずすべての人々が尊重し合い、共生できる地域社会の実現に努めることが必要です。

これらのことから、本市の国際化をより一層推進していくための指針として、『新居浜市国際化基本指針』（2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10か年計画）を策定して、行政と市民、市民活動団体、学校や地域、民間などが一緒になって多文化の共生する新居浜市をめざします。

用語解説

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取組について基本理念を定めて国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めるため、これを推進しようとするものです。

施策の基本方向

(ア) 差別意識解消のための啓発の推進

異文化への理解や在住外国人との相互理解を促進するとともに、ヘイトスピーチを含む在住外国人への差別意識解消への取組を推進するため、各種懇談会や講演活動を行います。

(イ) 外国人が安心して生活できる地域社会づくりの推進

地域に住む外国人が、外国人であることを理由に雇用や日常生活において、不合理な差別や不便を被ることがないように、各種団体や関係機関との連携を図り、生活情報や相談体制の整備及び防災情報の提供など、外国人が市民の一人として安心して生活ができる環境づくりを推進します。

また、外国人が地域社会に円滑に溶け込むことができるよう市民との交流機会を拡大するとともに、各種行政施策に外国人の意見やニーズを反映させるよう努めます。

(7) 新型コロナウイルス感染者、H I V感染者、ハンセン病回復者及びその家族

新型コロナウイルス感染症については、2019（令和元）年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生して、短期間で全世界に広がりました。

2021（令和3）年1月18日現在で全世界での感染者数は約9500万人にのぼって死者も203万人を超え、日本国内においても、2021（令和3）年1月18日時点で確認された感染者は、全国で33万人を超えています。この感染症については社会不安を増大させ、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々、また学校や関係施設等においても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという大きな問題を生んでいます。

*H I Vや*ハンセン病などの感染症については、いまだ正しい知識や情報の普及が不十分で、今日においても、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題が発生しています。特に、過去には伝染病とも遺伝病ともいわれ、患者の強制隔離も行われたハンセン病は、感染力が弱く、現在では仮に発病しても完全に治る病気となっています。

また、エイズの原因であるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）も、ハンセン病と同様に感染力は非常に弱く、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。

これまでも感染症への誤った認識によって人権問題となっていたH I V感染者やハンセン病回復者に対する差別や偏見についても、いまだ正しい知識や情報の普及が不十分で、さまざまな感染症等についての理解不足から生じる人権問題が発生しています。

用語解説

H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略で、1983（昭和58）年に発見されました。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群：A I D S）の発症までには10年以上かかると言われています。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりするなどの治療法が確立されています。

ハンセン病

らい菌によって末しょう神経が侵される慢性感染症です。かつて「らい病」とよばれました。感染力は極めて弱く、乳幼時期に患者と長期間接触するなどの特殊な場合でしか感染しません。1943（昭和18）年にアメリカでらい菌に有効な薬剤プロミンが発見されて以降、容易に治る病気になりました。一方、顔や手足の変形といった症状や遺伝病であるとの誤解などから激しい差別、偏見が生まれました。2013（平成25）年5月現在、全国13の国立ハンセン病療養所に約1,979人が入所していますが、すでに治癒しています。

施策の基本方向

(ア) 感染者・回復者の名誉回復と偏見・差別解消のための教育・啓発の推進

さまざまな感染症に対する偏見や差別意識を解消するとともに、患者や回復者及びその家族の名誉を回復するため、さまざまな広報媒体を活用して正しい知識を習得することができるよう、教育・啓発を行います。

(イ) 感染症回復者との交流促進

感染症の回復者がおかれている状況を正しく理解することができる様に、回復者との交流する場等を持つことで、社会全体で回復者を支えるとともに回復者の気持ちに寄り添った啓発活動を行います。

(8) 犯罪被害者

犯罪被害者やその家族の人権について、社会的関心が高まっています。犯罪被害者やその家族は、直接的な被害はもとより、それに付随する精神的負担や経済的・時間的な負担を受けているほか、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、さまざまなストレスに苦しんでいる状況があるため、犯罪被害者や、その家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2004年（平成16）年には*「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、関連法の整備が進められています。

しかし、制度面での改革だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要です。

2013（平成25）年から県下11市が「被害者こころの支援センターえひめ」に対し負担金を拠出し、犯罪被害者支援活動に対する支援を行っています。

用語解説

犯罪被害者等基本法

2004（平成16）年に成立した犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の人たちのための施策を総合的かつ計画的に推進し、その権利利益の保護を図ることを目的としています。

施策の基本方向

(ア) 支援のための体制整備に関する取組

被害者が直面するさまざまな困難に対応することができる、関係機関や民間団体等の支援ネットワークに関する情報共有や連携強化の検討を進め、被害者が持続的に支援を受けることができる体制の構築をめざします。

(イ) 市民の理解を得るための取組

被害者が置かれている状況や犯罪被害者支援の必要性について教育・啓発活動を推進することで、社会全体で被害者を支え、犯罪が起きにくい地域づくりに向けた機運の醸成に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。本人の努力にもかかわらず就職や入居に関しての差別や、悪意のある噂や地域社会などの拒否的な感情などから、更生意欲がそがれてしまうことがあり社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

国は2016（平成28）年12月、立ち直りを支える社会を実現するための「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しており、県においても状況に応じた施策の実施に向けて「愛媛県再犯防止推進計画」を策定しています。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠であることから、今後とも保護司の更生保護活動や地域社会への啓発活動を進める必要があります。

施策の基本方向

(ア) 刑を終えて出所した人への支援体制構築

刑を終えて出所した人が直面するさまざまな困難に対応することができるよう、関係機関や民間団体等の支援ネットワークに関する情報を共有して、支援を受けることができる体制の構築をめざします。

(イ) 市民の理解を得るための取組

刑を終えて出所した人が置かれている状況や支援の必要性について教育・啓発活動を行い、社会秩序の維持と、あたたかい地域づくりに向けた機運の醸成に努めます。

(10) インターネット等による人権侵害

インターネットには、ホームページのような不特定多数の人々に向けた情報発信、電子掲示板や* SNSを利用したネットニュースのような不特定多数の人々の間の受発信があり、発信者に匿名性があり情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、個人情報の掲載など、人権に関わる問題が発生しています。

また、パソコンやスマートフォン等の子どもへの急速な普及により、電子メールや学校裏サイトなどのいじめが問題となっています。

このような状況に対し憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に対しては、「プロバイダ責任制限法」や「個人情報保護法」により、インターネット上の人権侵害への対策が進んでいますが、本人が知らないところでSNSでの誹謗中傷が行われるケースも多いことから、被害回復のため早期に対応する必要があります。

インターネット等は、手軽で便利なメディアです。しかし、使用方法を間違えると個人情報の流出やプライバシーの侵害などが発生します。手軽で便利だからこそ使う側の私たち一人一人の人権意識が大切になります。

今後とも、市民に向けて、利用者一人一人が人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行うほか、学校教育の現場においても、情報化の進展がもたらす影響、便利さの裏に潜む危険性や情報モラルについて、理解を図る教育を推進します。

用語解説

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

SNSとは社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことであり、代表的なサービスとして、日本では mixi、GREE、Ameba、世界では Facebook、Twitter、Google+、Myspace、LinkedIn などがある。社会的ネットワークの構築の出来るサービスやウェブサイトであれば、ソーシャル・ネットワーキング・サービスまたはソーシャル・ネットワーキング・サイトとされる。この為、コメントやトラックバックなどのコミュニケーション機能を有しているブログや電子掲示板もソーシャル・ネットワーキング・サービスに含まれる。

施策の基本方向

(ア) 市民に対する啓発の推進

インターネット等の利用に際しては、正確な情報を取捨選択して活用できる能力を高め、情報発信に関するモラルの向上を図ることができるよう、安全・安心な利用方法等について、理解を深めていくことができるよう啓発を行います。

(イ) 子どもたちへの啓発の推進

学校等において情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネット等の安全な利用方法について、子どもたちや保護者等への普及・啓発を行います。

(ウ) 差別的書き込みへの対応

インターネット上での差別的な書き込みがあった場合の対応方法について幅広く市民に周知するとともに、主要な電子掲示板等の監視にも取り組むほか、関係機関・団体等とも連携して被害者への支援を行います。

(11) 性的指向・性自認

恋愛や性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等がありますが、民間企業が2018年（平成30年）に全国の成人6万人を対象とした調査では、LGBTに該当している人が8.9%という結果が出ていることから、さまざまな*性的指向や*性自認の方に対して教育・啓発活動等を通じた理解の促進や、偏見や差別の解消に向けて、取り組んでいく必要があります。

用語解説

性的指向

性的指向あるいは性指向は、いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするか、またはしないかという人間の根本的な性指向のことで、無意識に形成されます。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということです。「心の性」といわれることもあり、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。

施策の基本方向

(ア) 市民の理解と協力を得るための取組

性的指向や性自認について正しい知識を持ち、偏見や差別が解消されるよう、幅広く教育・啓発活動を推進します。特に行政職員や教職員は性的マイノリティについて理解を深めていく必要があります。職場においても研修を行うなどして、人権教育・啓発活動における中心的な役割を担います。

(イ) 相談・支援体制の整備

市の人権相談窓口においても、性的指向や性自認に悩んでいる方の相談に対応します。市への申請書類で性別欄への記入に苦痛を感じている市民に配慮して、様式等の見直しについて検討を進めます。

(12) 北朝鮮による日本人拉致

1970年から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。

2002（平成14）年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、今なおすべての自由を奪われ40年以上、現在も救出を待っています。拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であり、あってはならないことで、許されるものではありません。

また、わが国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる問題で、国の積極的な対応なくしては拉致問題の解決はあり得ません。

2006（平成18）年6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

施策の基本方向

（ア）拉致問題への認識を深めるための啓発の推進

北朝鮮による日本人の拉致は、わが国の主権及び人権に対する重大な侵害であり、国の責任において解決すべき問題ですが、国の取組を後押しするためには、問題の解決を求める世論が必要です。

この問題に関する市民の関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、国・県等の関係機関との連携により、この問題に関する啓発活動を推進します。

（13）その他

これまでに取上げた以外にも、生活困窮者やホームレスの人々に対する差別や嫌がらせ、2013（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や福島原子力発電所事故の影響による、被災地や避難生活が続く被災者等に対してさまざまな人権問題が発生しています。

また、アイヌの人々については、2008年（平成20年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院において全会一致で採択されていますが、アイヌ独自の豊かな文化や歴史に対する無関心や誤った認識による差別や偏見が残っています。

社会情勢の変化に伴って、これからもさまざまな人権課題が表面化してくることが考えられます。しかし、私たちの社会は実に多様な人々が共生し、ともに暮らしている社会です。

私たち一人一人がともに社会を構成する一員として、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしてあたたかい心で交わり合うことのできる施策の推進に努めます。

3 推進体制

(1) 市の推進体制

市が行うすべての業務で人権に関わりのない業務はなく、職員一人一人が人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を推進していくことが重要です。

このため、本市では各職場に人権・同和教育負担者を配置するなど、職場研修等を充実して職員の資質向上に努めています。

この基本方針の推進にあたっては、市民と協働して人権施策の推進に関する事項を調査・審議する場として「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を設置しました。本市はこの審議会をもとに総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

(2) 国、県及び他市町との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要です。国、県、市町が役割に応じて連携しながら、協力体制を構築することが必要です。

特に、法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町等で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化して、効果的な人権啓発活動を推進していきます。

(3) 市民、企業、関係団体などとの協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進には、行政だけではなく、市民や企業、関係団体などの自主的、主体的な活動が不可欠です。本市はこれらの活動との連携を図り、情報の提供を行うとともに、その活動を支援し、協働して人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

参考資料

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日

第3回国際連合総会採択<抜粋>

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受け入れられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望とされたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの諸権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取り扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利と有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるにあたって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全な平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われたときに適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成人の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭を作る権利を有する。青年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会的及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他のものと共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべてのは、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的団体相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化的生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的物質的利益から保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法

1947（昭和22）年5月3日施行〈抜粋〉

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由]

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

[学問の自由]

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権及び団体行動権]

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

新居浜市人権尊重のまちづくり条例

人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を持っています。

しかしながら、私たちの地域社会には、社会的身分、門地、人種、信条、学歴、性別などによる不当な差別が、今なお根強く残っています。また、あるときは、その差別によって尊い人命をも失うという悲惨な事件を経験してきました。

こうした苦い経験を踏まえ、日本国憲法・世界人権宣言を基本理念とし、1993年に「人権尊重都市宣言」を行いました。しかし、依然として、同和問題をはじめとし、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人などに対する多くの人権侵害が起こっています。

こうしたことから、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に対応しつつ、将来にわたって不当な人権侵害を二度と繰り返さないことを固く誓い、差別をしない、させない、許さない、「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」を実現することを決意し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりのために、市の責務と市民及び企業・事業者（以下「市民等」といいます。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、市と市民等が協働して人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

(市の責務)

第2条 市は、市が実施するすべての分野において、前条の目的を達成するために必要な施策を積極的に推進します。

(市民の役割)

第3条 市民は、人権が尊重されるまちづくりの担い手であることを自ら認識し、家庭、学校、地域等あらゆる場において、人権意識の向上と人権が尊重されるまちづくりの実現に積極的に努めるものとします。

(企業・事業者の役割)

第4条 企業・事業者は、自らの経済的活動のなかに人権の視点の必要性を再認識して、事業活動が地域に影響を及ぼすことに配慮し、人権意識の向上と人権が尊重されるまちづくりの実現を図るため、あらゆる差別の解消、就職の機会均等と社会参加が保障される体制づくり等に積極的に努めるものとします。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民等の人権意識の普及と高揚を図るため、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりに努めるものとします。

(「人権のつどい日」の設定)

第6条 市民等に人権が尊重されるまちづくりの趣旨を周知し、人権について考え行動しようと呼びかけ、人権意識を高めあう日として、毎月11日を「人権のつどい日」とします。

(推進体制の充実)

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めます。

(基本方針の策定)

第8条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進し、人権侵害をなくすため、市民等とともに考え、総合的な推進に関する基本方針を策定します。

2 基本方針を作成するに当たっては、あらかじめ第10条に規定する審議会の意見を聴くものとします。

(調査の実施)

第9条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、必要に応じて調査を実施するものとします。

(審議会)

第10条 人権尊重のまちづくりを推進するため、新居浜市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本方針に関して第8条第2項に規定する事項を処理するほか、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(新居浜市同和対策委員会条例の廃止)

2 新居浜市同和対策委員会条例（昭和36年条例第22号）は、廃止します。

新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜市人権尊重のまちづくり条例（平成19年条例第12号）第10条第3項の規定に基づき、新居浜市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員

3 市長は、特別な事項を調査し、審議するために必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に委員を委嘱し、又は任命することができます。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 前条第3項の規定により、臨時に委嘱し、又は任命した委員は、特別な事項の調査審議が終了したときは、退任します。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出等を求めることができます。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権擁護担当課において処理します。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（令和2年8月17日規則第41号）

この規則は、令和2年9月3日から施行する。

主な人権侵害類型と被害者の救済にかかわる相談窓口一覧表

問題類型	具体的人権侵害事項	相談窓口[制度等の実効性]
差別的取扱い(特定の個人に対するもの)	○雇用差別 (募集・採用・解雇を含む各種労働条件に関する差別)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共職業安定所 (Tel 3 4 - 7 1 0 0) ■ 新居浜総合労働相談コーナー (Tel 3 7 - 0 1 5 3)
	○結婚・交際に関する差別(部落差別・外国人等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権相談「松山地方法務局西条支局」 (Tel 5 6 - 0 1 8 8) ■ 人権擁護課 (Tel 6 5 - 1 2 4 3)
	○商品・サービス・施設等の提供拒否(入居拒否、診療拒否、入浴拒否、入店拒否、入会拒否等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権相談「松山地方法務局西条支局」 (Tel 5 6 - 0 1 8 8)
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、嫌がらせ	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアルハラスメント ・相手の意に反した性的な性質の言動を行うことで、就業環境などを著しく悪化させる行為。 ○パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画課 (Tel 6 5 - 1 2 3 3) ■ 労働基準監督署 (Tel 3 7 - 0 1 5 1) ■ 新居浜警察署 (Tel 3 5 - 0 1 1 0) ■ 人権擁護課 (Tel 6 5 - 1 2 4 3)
差別表現	○特定人を侮辱・中傷する発言、落書き、貼り紙、インターネット上の掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権相談「松山地方法務局西条支局」 (Tel 5 6 - 0 1 8 8) ■ 新居浜警察署 (Tel 3 5 - 0 1 1 0) ■ 人権擁護課 (Tel 6 5 - 1 2 4 3)
	○特定人を対象としない集団誹謗的表現、差別助長表現(部落地名総鑑の出版・頒布、インターネット上の掲示等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権相談「松山地方法務局西条支局」 (Tel 5 6 - 0 1 8 8) ■ 新居浜警察署 (Tel 3 5 - 0 1 1 0) ■ 人権擁護課 (Tel 6 5 - 1 2 4 3)

女性に対する暴力	○配偶者・パートナー等からの暴力	<ul style="list-style-type: none"> ■新居浜市配偶者暴力相談支援センター (Tel 65-1480) ■子育て支援課 (Tel 65-1242) ■女性の職業生活・家庭生活相談 (土曜午後のみ) (Tel 37-1116) ■DV相談ナビ短縮ダイヤル (#8008) ■DV相談+ (Tel 0120-279-889) ■新居浜ほっとねっと (Tel 080-1996-3609) ■新居浜警察署生活安全課 (Tel 35-0110) ■愛媛県警察本部 (Tel 089-931-9110) 短縮ダイヤル (#9110) ■愛媛県福祉総合支援センター (Tel 089-927-3490) ■愛媛県男女共同参画センター (Tel 089-926-1644) ■女性の人権ホットライン (Tel 0570-070-810) ■新居浜更生保護サポートセンター (Tel 32-4520)
	○ストーカー	■新居浜警察署 (Tel 35-0110)
家庭内における虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○児童 ○高齢者 ○障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ■くらしの総合相談支援窓口 (Tel 32-8129) ■青少年センター (Tel 33-4152) ■東予子ども・女性支援センター (Tel 43-3000) (児童相談所虐待対応ダイヤル189) ■子育て支援課「家庭児童相談」 (Tel 65-1242) ■保健センター (Tel 35-1070) ■新居浜警察署 (Tel 35-0110) ■聴覚等障害者用FAX110番 (Tel 0120-488999) ■松山家庭裁判所西条支部 (Tel 56-0696) ■介護福祉課 (Tel 65-1241) ■地域包括支援センター (Tel 65-1245) ■新居浜市障がい者虐待防止センター (Tel 41-6191) ■新居浜更生保護サポートセンター (Tel 32-4520)

施設内における虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○児童 ○高齢者 ○障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て支援課「家庭児童相談」 (Tel 6 5 - 1 2 4 2) ■東予子ども・女性支援センター (Tel 4 3 - 3 0 0 0) ■介護福祉課 (Tel 6 5 - 1 2 4 1) ■地域包括支援センター (Tel 6 5 - 1 2 4 5) ■地域福祉課 (Tel 6 5 - 1 2 3 7) ■新居浜市障がい者虐待防止センター (Tel 4 1 - 6 1 9 1) ■新居浜更生保護サポートセンター (Tel 3 2 - 4 5 2 0)
学校における体罰、学校・職場等におけるいじめ		<ul style="list-style-type: none"> ■こどもいじめ110番 (Tel 0 1 2 0 - 1 0 4 - 7 7 4) 窓口：あすなろ教室 メール asunaro@city.niihama.lg.jp ■親と子のふれあい相談「あゆみ」 窓口：学校教育課 (Tel 6 5 - 1 3 0 1) ■学校教育課 (Tel 6 5 - 1 3 0 1) ■青少年相談 (Tel 3 3 - 4 1 5 2) 窓口：青少年センター ■子育て支援課「家庭児童相談」 (Tel 6 5 - 1 2 4 2) ■東予子ども・女性支援センター (Tel 4 3 - 3 0 0 0) ■愛媛県総合教育センター (Tel 0 8 9 - 9 6 3 - 3 1 1 1) ■24時間こどもSOSダイヤル (Tel 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0) ■子どもの人権110番 (Tel 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0) ■新居浜更生保護サポートセンター (Tel 3 2 - 4 5 2 0)
公権力による侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○捜査手続等公権力の行使に伴う暴行等の人権侵害 ○拘禁施設内の人権侵害 ○その他の公務員による人権侵害 	<ul style="list-style-type: none"> ■行政苦情110番 (Tel 0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0)
マスメディアによる侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○報道によるプライバシー侵害、名誉毀損 ○誤報 ○過剰な取材 	<ul style="list-style-type: none"> ■BPO (03-5212-7333) 放送倫理・番組向上機構
その他のメディアを利用した侵害	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット等を利用したプライバシー侵害等 	<ul style="list-style-type: none"> ■人権相談「松山地方務局西条支局」 (Tel 5 6 - 0 1 8 8) ■警察相談専用電話 (# 9 1 1 0)

財産権侵害	○家族等による高齢者、障がい者の財産の不正使用	<ul style="list-style-type: none"> ■身体障害者相談員・知的障害者相談員「地域福祉課」(Tel 65-1237) ■地域支援包括センター(Tel 65-1245) ■人権相談「松山地方法務局西条支局」(Tel 56-0188)
	○悪質な訪問販売、悪質商法による高齢者、障害者の財産権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ■新居浜市消費生活センター(相談ダイヤル Tel 65-1206) (消費者ホットライン(188))
犯罪被害	<ul style="list-style-type: none"> ○当該犯罪自体に起因する被害 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費等の経済的負担 ・深刻な精神的被害(PTSD) ○取材・報道等による二次被害 	<ul style="list-style-type: none"> ■被害者こころの支援センターえひめ(Tel 089-905-0150) ■新居浜警察署(Tel 35-0110) ■松山地方検察庁被害者ホットライン(Tel 089-35-0110) ■法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(Tel 0570-079714) ■新居浜更生保護サポートセンター(Tel 32-4520)

新居浜市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

所属	氏名	備考
新居浜市議会議員	藤 田 豊 治	
新居浜市議会議員	片 平 恵 美	
新居浜市教育委員会教育委員	本 田 郁 代	
新居浜市連合自治会	藤 原 雅 彦	
新居浜市老人クラブ連合会	小 野 清	
新居浜市PTA連合会	檜 垣 晃 平	
新居浜市民生児童委員協議会	小 野 英 昭	
西条人権擁護委員協議会	神 野 恵 子	
新居浜市社会福祉協議会	竹 林 宏 憲	副会長
新居浜市女性連合協議会	宮 前 港	
新居浜市心身障害者（児）団体連合会	三 木 由紀子	
新居浜地区保護司会	越 智 直 志	
愛媛県人権対策協議会新居浜支部	原 寿 也	
愛媛県人権対策協議会新居浜支部	高 津 英 正	会 長
愛媛県人権教育協議会新居浜支部	眞 鍋 慶 子	
瀬戸寿連合自治会	高 津 章 人	
瀬戸寿連合自治会	沼 田 博 之	
大島宮西自治会	羽 田 雅 晴	
公募による市民	可 児 正 紀	
公募による市民	篠 原 弼 嘉	
市民環境部長	原 正 夫	

新居浜市人権施策基本方針

【第二次改訂版】

発行日 2021（令和3）年3月
発行 新居浜市市民環境部人権擁護課
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL 0897-65-1243
FAX 0897-65-1306
E-mail jinken@city.niihama.lg.jp